

○東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業実施要綱（平成23年5月2日付23農振第372号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
 (下線の部分は改正部分)

改 正 後								現 行							
第1～第11 [略]  (別紙様式第1号) (第2関係)  塩分(塩素)濃度調査結果報告書								第1～第11 [略]  (別紙様式第1号) (第2関係)  塩分(塩素)濃度調査結果報告書							
測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 (塩素) 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要	測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 (塩素) 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要
				パーセント								パーセント			
上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。  年 月 日                      ○○ ○○								上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。  <span style="color: red;">令和</span> 年 月 日                      ○○ ○○ <span style="color: red;">印</span>							
(別紙様式第2号)・(別紙様式第3号) [略]								(別紙様式第2号)・(別紙様式第3号) [略]							

附 則  
この通知は、令和○年○月○日から施行する。

東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧  
事業実施要綱

平成23年5月2日付23農振第 372号  
最終改正 令和3年4月1日付2農振第3460号

東北農政局長 }  
関東農政局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

- 1 東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業（以下「本事業」という。）の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号。以下「特例法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による災害に対処することを旨として、実施するものとする。

第2 事業内容

- 1 県、市町村又は土地改良区は、除塩事業として、津波による海水の浸入のため農用地が受けた塩害を除去するために行う次に掲げる工種を施行することができるものとする。
  - (1) かんがい排水施設の設置又は変更
  - (2) 揚排水機による揚水又は排水
  - (3) 排土
  - (4) 客土
  - (5) 石灰等の施用及び耕起・砕土
- 2 除塩事業は、海水が浸入したことにより塩分（塩素）濃度が0.1パーセント以上（畑作地にあっては0.05パーセント以上）である農用地において施行することとする。

この場合において、塩分（塩素）濃度は、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第1号）によりとりまとめるものとする。

第3 助成措置

- 国は、予算の範囲内で、県に対し、次に掲げる額を補助することができる。
- (1) 県が本事業を行う場合にあつては、特例法第6条第1号に掲げる額
  - (2) 市町村又は土地改良区が行う本事業につき、県が補助する場合にあつては、特例法第6条第3号に掲げる額

#### 第4 事業の申請

第3に規定する補助を受けようとする県は、第3の(1)の場合にあつては除塩事業計画書（別記様式第2号）、第3の(2)の場合にあつては除塩事業補助実施計画書（別記様式第2号）に総括表（別記様式第3号）を添え、地方農政局長に提出するものとする。

#### 第5 事業費の範囲

- 1 本事業の事業費の範囲は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費並びに事務雑費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官通達）に準ずるものとする。
- 2 次に掲げる経費は、第3の助成措置の対象としないものとする。
  - (1) 1箇所の工事の費用が40万円未満の工事に係る経費
  - (2) 既設揚排水機の減価償却費
  - (3) 揚排水機の通常の運転に要する労務費、動力費及びこれに伴う維持管理費
  - (4) 他の事業として国が費用を負担し、又は補助する工事に要する経費
  - (5) 工事雑費並びに事務費
- 3 第2の1(4)に掲げる客土は、以下の場合のみ実施できるものとする。
  - ア 客土以外の工法では除塩による十分な効果が得られない場合
  - イ 真水をかけるための水源が得られない、あるいは、他の工法と比較し客土による対策が最も経済的となる場合

#### 第6 事業費の決定

地方農政局長は、第4に規定する除塩事業実施計画書又は除塩事業補助実施計画書を受理したときは、現地調査及び関係資料等により審査を行い、事業費を決定し、その結果を県知事に通知するものとする。

#### 第7 緊急応急工事の取扱

- 1 県、市町村及び土地改良区は、早期の営農開始のため本事業を緊急に施行する必要がある場合には、地方農政局長の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。
- 2 県は、前項の承認を受けようとする場合には、電話その他の方法をもって、事業の概要を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 市町村及び土地改良区が第1項の承認を受けようとする場合にあつては、電話その他の方法をもって、事業の概要を県知事を経由して地方農政局長に報告するものとする。

#### 第8 適用

この要綱の施行の日において既に施行中の除塩事業であつて、この要綱に規定する助成要件を満たしているものと農林水産大臣が認めたものについては、この要綱の規定を適用するものとする。

#### 第9 事業の監督

地方農政局長は、第3の規定により国の補助を受ける県に対して、当該県が行う除塩事業又は除塩事業を行う者に対してする当該県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

#### 第10 補助金の交付

除塩事業の補助金の交付に関する手続については、別に定めるところによるものとする。

#### 第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第1号) (第2関係)

塩分(塩素)濃度調査結果報告書

測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地番	塩分 (塩素) 濃度	土質等の 調査結果 の概要	測定者 職氏名	摘要
				パーセント			

上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。

令和 年 月 日

〇〇 〇〇

(別記様式第2号) (第4関係)

除塩事業実施計画書 (除塩事業補助実施計画書)

1. 地区名

2. 所在地

3. 事業主体

4. 被災状況

5. 除塩事業の実施内容

ア 除塩実施計画

イ 除塩面積

ウ 除塩期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

6. 事業費総括表

事業費総括表

費目	工種	数量	金額	摘要
事業費			円	
本工事費				
	揚排水機工			
	水路工			
	さく井工			
	排土			
	客土			
	石灰等施用			
附帯工事費				
測量及び試験費				
船舶及び機器費				
用地費及び補償費				
工事雑費				
事務雑費				

(2) 工事費明細書

揚排水機工、水路工  
さく井工、排土、客土

工事費明細書

費用	工種	細目	材料		数量	単位	単価	金額	摘要
			名称	形状寸法					
							円	円	

(石灰等撒布) 工事費明細書

工種	土質別	地番	地目別	塩分(塩素)濃度	面積	10a当たり所要量	総量	単価	金額	摘要
								円	円	

※塩分(塩素)濃度調査結果報告書(別記様式第1号)を添付すること。

